

平成 26 年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会 議事概要

日時:平成 26 年 12 月 8 日(月)13:30~16:00

場所:(一財)自然環境研究センター 7階会議室

■出席者

検討委員

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 講師
坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
竹内 正彦	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 主任研究員
平田 滋樹	長崎県農林部農山村対策室鳥獣対策班 係長
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授 (欠席)

事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
道明 真理	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
小林 喬子	〃

■議事

- (1) 検討会の名称変更について
- (2) イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について
- (3) 平成 26 年度保護管理レポート案について
- (4) その他

■配付資料

出席者名簿

イノシシの保護及び管理についての検討会開催要綱 (改正案)

資料 1 イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

資料 2 分布拡大時の初期対応について

資料 3 平成 26 年度保護管理レポート案について

参考資料1 イノシシの分布

参考資料2 特定鳥獣保護管理計画策定状況

参考資料3 抜本的な鳥獣捕獲強化対策(ニホンジカ、イノシシ)

参考資料4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

参考資料5 イノシシ保護管理に関して平成24年度に整理された課題

参考資料6 富山県、長崎県における分布拡大初期における状況

■議事概要：

(1) 検討会の名称変更について

(開催要項(改正案)を説明)

(2) -1 イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

(資料1、参考資料1、2、3、を説明)

(委員) 東北地方の情報について、イノシシの分布拡大により発生しうる農業被害を予防する観点から、東北農政局が中心となり東北各県の農業関係機関が毎年1～2回集まり話し合いが始まっている。また、東北農業研究センターが中心となり研究側でも対策を出来るような体制作りを開始している。

(委員) 最近、狩猟免許を取得する学生が増えているが狩猟税の支払いが難しくペーパー免許になっている人を見受けられる。狩猟者が減少する中、若い人を増やそうとした場合に若手の狩猟免許所持者の狩猟税の優遇などがあると少し動きが変わる気がする。

→(事務局) 現在税制改正要望の中で環境省からも狩猟税の廃止という方向で要望している。今後、税制調査会の中で議論される予定である。なかなか税制要望になると厳しいが環境省としても狩猟者の経済面も含めた負担軽減になるよう考えていきたい。

(2) -2 分布拡大時の初期対応について

(資料2、参考資料5、参考資料6を説明、ヒアリング結果をパワーポイントで説明)

(委員) イノシシは条件が整えば急激に生息数が増加する動物なので、最初の捕獲数等を前提に人員を配置すると恐らく2～3年で人材不足になる。計画的な研修等を行い、専従の人だけに限らず人材を育成していかないと捕獲も被害対策も追いつかなくなるだろう。イノシシがあまり生息していなかった地域に「系統立ててやらなくてはいけない」と言ってもできないので、国など主導で何かしらの準備をしておく必要がある。

(委員) 初期の生息確認については、例えばシカの生息数調査を実施している地域では並行してイノシシの情報も収集する、道路管理者にロードキル情報の提供を依

頼しておく、などで大きな予算をかけずに早めに生息確認ができると思う。農地での被害発生から分布確認となると侵入初期からだいぶ遅れてしまう。なるべく農業被害ではなく山の中で気づく体制づくりとして、例えばイノシシの痕跡の中でも特徴的な「泥擦り」の写真をホームページに載せ普及する等分かりやすい方法をとるともう少し情報が早めに集まると思う。

(委員)「“根絶”が限定的なケース」であることについて、かつてイノシシが分布していた地域を明確にし、その辺りまでは分布が広がる可能性があり、どの程度の状況になったら「根絶は厳しい」という事を示さないと、非常に限定的なケースであることが理解されないと思うので表現を工夫する必要がある。

→(事務局)それについては、状況的な厳しさと行政など取り組む側の姿勢とが関わるところで、実際の対応はその地域の方々が判断することになると思うので、もう少し客観的な表現にしたいと思う。

(委員)どういう状況の時にどの程度の対応がとれれば被害が出ずに初期対応が成功したのかという具体的な事例が知りたい。

(委員)イノシシの場合は、捕獲だけではなく環境整備や防護対策をしながら、イノシシの栄養状態を自然本来のものに近づけて、生息適地を減らすというような総合的な対策をしないと難しい。坂田委員が言う通り、どの段階でどのような対策を成功するというような事をレポートで示すと良いと思う。初期対応セットのような感じで、予算をあまりかけない情報収集法や捕獲体制の様々な例、1303 特区などを併せて紹介しながら総合的に対応しないとまくいかない。

(委員)被害についても農業被害、人身被害、生活被害があるのでそれを個別明確にする必要がある。今後、分布が広がる地域(東北など)に対しては、西日本等の被害が深刻な状況を紹介しながら、放置するとどうなるかということを説明できれば予防的な対策も進み、予算も取りやすくなる。放置するとこんなに被害がひどくなるから今のうちに手を打てばこれだけの予算と人員ですむというような情報提供をしないとまくいかない。

(委員)初めに話をするとき、早急な対策の実施に向けての明確かつ正確なメニューを作っておくことが重要で、それがないと適当に行ってしまう対策も失敗してしまう。農業被害の未然防止は難しいが初期消火という発想で、火が付いたら早めに消せるような対応をしていけば被害はそんなに大きくなる。

(委員)地域により異なるので目安程度であるが、様々な初期対応・調査に必要な人手・費用やイノシシが増加した後の対策費用を比較すれば、今どのような対策を導入すべきか明確になるのではないかと。

また、「対策の実施に向けて」の中で「拡大初期における」とあるが、拡大初期でも分布中心部でもやるべきことは同じであり、捕獲と防護柵の設置、それに対する体制の整備と普及、技術の普及だと思う。分布拡大地域の対策の特性という

のはまず捕獲をするということか。

→(事務局)分布拡大阻止のための捕獲は現実的には難しく推奨できる状態ではない。

ここで言う捕獲も農業被害対策としてのものであり、まずは被害が出たら最小限にとどめるための被害防除を迅速に行うことが重要だと考えている。

(委員)もしイノシシが1、2頭であるなら防護柵を設置するよりも捕獲の方が効果的・効率的であり、そのためにはリアルタイムの出没情報を収集する必要がある。長崎県のように情報提供に対するサービス(迅速に情報を提供してくれれば捕獲をしに行く等)があると情報が集まりやすいだろう。山でイノシシを捕獲するよりも出てきた個体をすぐ捕獲する方が効果的ではないか。捕獲は住民の協力があれば進むことなので、どのような協力があれば捕獲が進むのかを行政と住民が共有していることが重要だと思う。

(委員)1、2頭いるのであれば捕獲すれば良いと思う。初期段階としてはそれしかないが、状況が変化した時(捕獲をしているが痕跡が増加している等)に、どのレベルになったら捕獲だけでは対応が難しくなりそろそろ環境整備や防護柵の予算取り等考える必要があるというような判断基準が示せると良いのではないか。

→(事務局)その判断基準について提案があるか。

(委員)防護柵の設置が遅れても設置した日から被害は収まるので、防護柵は設置したい時に設置すればよいが、捕獲は出来るだけ早いほうが良い。捕獲者と防護柵設置者は異なるので、各々がやるべきことをきちんとやるだけである。

(委員)実際には、イノシシが増加してから捕獲をしよう、そのための体制を整えようというように後手になっているので、先手を打つために必要な次の手を示すだけでもかなり違う。技術についてもできるだけ多くの技術を持っていた方が対策として進む(捕獲なら巻き狩り、単独猟、箱わな、くくりわな等)。各対策のメリット・デメリットを踏まえて、先手を打てるような選択肢を示すべきである。

(委員)今は全域にイノシシが分布している地域もかつては分布域も狭く、捕獲数が少なかった時代があると思う。その時の捕獲数(〇頭/km²、〇頭/人など)を指標として、農業被害額が急増したタイミングを示せば、今これだけ捕獲しているがもう少し被害額が上がる可能性がある、というような大まかな判断はできるのではないか。あるラインを越えたら次はこのステップ(対策)というような基準があると良いと思う。

(委員)住民の行政へ対する依存については、行政と住民の役割が明確になればむやみに依存性が高まることはないと思う。

(委員)自分が長崎県で専門員をしていた時は、ある程度依存してもらった方がやりやすかった。ただし、それに見合った対応が出来るかが問題で、長崎県の場合は全県で1人の専門員だけでは難しかったので、2年目以降は普及指導員も対応できる体制にした。要望に対して継続的に対応できるような体制を準備していくこ

とが重要である。

(2)－3 市街地周辺への分布拡大について

(資料2の説明)

(委員)市街地でも農地でもやるべきことは同じで、それに加えて人身被害を防ぐことだと思う。餌付けと出会った時の対応の比重が少し異なる。

(委員)出沒や被害には、芝生を掘り起こす等の生活被害、人慣れした特定の個体が起こす人身被害、突発的に出沒し人身被害を起こすという3パターンがあると思う。最初の2パターンについては多くのイノシシを市街地に出さないために餌付けをしない、防護柵を設置する、捕獲をする等の農家の対策と同じである。他のパターンもあるかもしれないが、具体的な問題パターンを考えて、それぞれについて対応をしていく必要があり、それによって住民に周知すべき内容や方法は変わってくると思う。

(委員)このパターンの中では突発的な出沒が他の対応と変わってくると思う。突発的な出沒の第一報は警察に入り、行政の鳥獣担当者まで情報がくるのは対応が終わった後という事もある。出沒情報の連携や通報先が違った場合でも対応できるよう整理しておく必要がある。日頃から年に1、2回程度イノシシ等が出沒したときの訓練を異なる部署合同でしておかないと実際の現場では動けないと思う。

(委員)これは分布拡大の話ではなく、市街地に出沒する場合の対応ということだと思う。

→(事務局)昨年の検討会で、分布拡大には分布回復的なものと、市街地や里地に向けたものの2種類があるという整理がされたのでこのような流れにしたが、問題の性質が全く異なるので改めて考え直す。

(委員)農地での対策が進んでいても市街地に出てきたときは対応がばらばらになってしまうことがあるので、関係部局の連携や連絡が入ったときの対応者・具体的な対応を整理することと、イノシシが出沒するとは思っていない市街地の人たちに向けた情報をうまく整理することをすればよいと思う。

(3) 平成26年度保護管理レポート案について

(資料3を説明)

(委員)市街地出沒について、これを見ると解決の手段は住民への周知だけなのかということになると思うので、周知すべき内容よりも、全国的に市街地への出沒がどの程度問題になっているのか、どのような問題があつて課題は何か、そしてその解決策を整理した方がよいと思う。

→(事務局)どの程度の問題になっているのかについては、問題になっている地域はホームページ等を作成しているので、それがどれ位の割合かを確認して判断した

い。

(委員) 最初のリサーチとしてはホームページでも良いが、環境省が出すレポートなのできちんと調べるべきである。市街地出没が特定の地域だけの問題ではなく全国で普遍的な問題であれば、正確な情報をもとに資料や情報を提供すべきだと思う。

(委員) 今回どこまで調べるかによるが、ヨーロッパでも Urban Wild boar は問題になっているので、海外の事例についても調べると良い。

→(事務局) 情報収集をしたうえで、今回のレポートに載せるかも含め判断する。

(委員) 市街地出没についてのパンフレットを見ると、最後に「近づかないようにしましょう」と書いてある。これだと解決の方向にいかないと思うので、その様なパンフレットが多いことを確認し、その上で適切な関係を築くという解決策を考えていって欲しい。